

京都市告示第419号

都市緑地法第55条第1項の規定により、市民緑地契約を次のとおり締結しましたので、同条第9項の規定により次のとおり告示します。

令和3年11月15日

京都市長 門川大作

1 市民緑地の名称

東本願寺前市民緑地

2 市民緑地の区域

京都市下京区上数珠屋町319地先から同区桜木町92-1地先まで

3 市民緑地の管理期間

令和3年7月1日から令和23年6月30日

(建設局みどり政策推進室)